

特定歴史公文書等利用請求書の提出方法と写しの交付の方法の変更について

平成 30 年 9 月

国立公文書館

平成 30 (2018) 年 10 月 1 日より、特定歴史公文書等利用請求書の提出方法と、写しの交付の方法が変更となります。

・ 特定歴史公文書等利用請求書の提出の方法

：従来の来館、郵送による提出に加え、ファクシミリでの提出ができるようになりました。

ファクシミリで提出の際は、下記の宛先にお送りください。

(FAX) (本館) 03-3212-8807

(分館) 029-867-1939

・ 写しの交付の方法

：文書又は図画の場合において、マイクロフィルム（ネガフィルム／撮影したネガフィルムから用紙への出力）を廃止します。

今後は、スキヤニング（スキヤニングしたデータの CD-R 等への複写／スキヤニングしたデータの用紙への出力）により行います。

手数料等については変更ありません。